

第 1 5 号議案

中野区職員の結核休養に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

職員の結核休養制度を廃止する必要がある。

中野区職員の結核休養に関する条例を廃止する条例

中野区職員の結核休養に関する条例（昭和30年中野区条例第3号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の中野区職員の結核休養に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により休養している職員（旧条例別表に規定する普通休養期間内の者に限る。）については、当該職員に適用されている普通休養期間から当該職員が既に休養した期間を控除した期間内に限り、なお従前の例による。この項前段の規定の適用を受けたことにより当該休養に引き続いて休養を要する職員についても、同様とする。

（中野区職員定数条例の一部改正）

- 3 中野区職員定数条例（昭和50年中野区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、結核休養」を削り、同条第3項中「、公務災害休業及び結核休養」を「及び公務災害休業」に改める。

（中野区職員定数条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 附則第2項の規定によりこの条例の施行の日以後も引き続き休養している職員に係る定数の取扱いについては、前項の規定による改正後の中野区職員定数条例第3条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。